

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市令和5年10月基準改定に伴う生活保護システム改修業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年8月9日
契約の相手方名	北日本コンピューターサービス株式会社
契約金額	3,300,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、生活保護システムを改修する業務である。現行システムについてはソフトウェア開発業者が著作権を有しており、当該業者以外がこの業務を履行することは困難であることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市令和5年10月生活保護基準改定に伴う中国残留邦人支援給付システム改修業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年8月9日
契約の相手方名	北日本コンピューターサービス株式会社
契約金額	3,300,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、中国残留邦人支援給付システムを改修する業務である。現行システムについてはソフトウェア開発業者が著作権を有しており、当該業者以外がこの業務を履行することは困難であることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局生活福祉部生活福祉課
件名	さいたま市生活保護システム被保護者調査に関する調査項目の追加等に伴う改修業務委託
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年8月9日
契約の相手方名	北日本コンピューターサービス株式会社
契約金額	1,196,800円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、生活保護システムを改修する業務である。現行システムについてはソフトウェア開発業者が著作権を有しており、当該業者以外がこの業務を履行することは困難であることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局長寿応援部高齢福祉課
件名	さいたま市り・とらいふWebシステム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区東高砂町11-1 外
契約締結日	令和5年9月20日
契約の相手方名	株式会社インテック 公共ソリューション営業部
契約金額	2,099,790円
随意契約によること とした理由	<p>本業務の対象となっているセカンドライフ応援ポータルサイトり・とらいふWebは、当該システムの特許権、著作権その他排他的権利を有するシステム開発者以外は改修を行うことができないため、上記業者と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	さいたま市心身障害者福祉手当支払通知書等封入封緘業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契約締結日	令和5年7月12日
契約の相手方名	株式会社コタニ 浦和営業所
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,251,756円 送付用窓あき封筒作成6.8円/1件 支払通知書等封入封緘15円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、心身障害者福祉手当支払通知書等を案内通知と併せて封入封緘し、市へ納品する業務である。個人情報に適正かつ厳密に取り扱うとともに、短期間で正確に作業を完了させる必要があるため、実績等を踏まえ業者を選定し、複数単価契約の複数見積合わせを行った結果、推定総金額が廉価であった業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	福祉局障害福祉部障害福祉課
件名	心身障害者医療費一斉更新に伴う受給資格証等作成・印字及び封入封緘業務
履行場所	さいたま市南区大谷口5745 外
契約締結日	令和5年7月25日
契約の相手方名	東洋印刷株式会社 埼玉営業所
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,559,461円 資格証専用紙作成12円/1件 資格証送付用封筒作成15円/1件 外13種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、心身障害者医療費受給資格証等を案内通知と併せて封入封緘し、市へ納品する業務である。個人情報に適正かつ厳密に取り扱うとともに、短期間で正確に作業を完了させる必要があるため随意契約とし、実績等を踏まえ業者を選定し、複数単価契約の複数見積合わせを行った結果、推定総金額が廉価であった業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>